

北海道環境影響評価条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

道では、北海道環境影響評価条例及び北海道環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）において、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を対象として、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等について規定しています。

太陽光発電事業は、これまで環境影響評価の対象とされていませんでしたが、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例があったことから、国においては、令和元年（2019年）7月に環境影響評価法施行令を改正し、太陽電池発電所の設置工事等を行う事業を環境影響評価の対象事業として追加しています。

このような背景を踏まえ、太陽光発電事業に関し、より一層適正な環境配慮がなされるよう規則を改正し、一定規模以上の太陽電池発電所の設置工事等を行う事業を環境影響評価の対象事業として追加することとしました。

2 改正の内容

(1) 環境影響評価の対象となる事業の規模要件（規則別表第1関係）

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 第一種事業 | 出力4万kW以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業 |
| 第二種事業 | 出力2万kW以上4万kW未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業 |

※規模要件は、変更の工事において太陽電池発電設備を新設する場合も同様とします。

(2) 太陽電池発電所の設置工事等に係る軽微な修正の要件（規則別表第2関係）

| | |
|-------------|---|
| 発電所の出力 | 10パーセント以上増加しないこと |
| 対象事業実施区域の位置 | 修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと |

※「方法書」の告示が行われてから「評価書」の告示が行われるまでの間になされる事業の目的及び内容の修正が軽微な修正の要件に該当する場合、再度、環境影響評価の手続を経る必要はありません。

(3) 太陽電池発電所の設置工事等に係る軽微な変更の要件（規則別表第3関係）

軽微な変更の要件は、軽微な修正の要件（上記(2)）と同様とします。

※「評価書」告示後の事業の目的及び内容の変更が軽微な変更の要件に該当する場合、再度、環境影響評価の手続を経る必要はありません。

(4) 経過措置

施行日前に電気事業法第48条第1項の規定による工事計画の届出がなされた事業や施行日から6月以内に工事に着手する事業等については、環境影響評価の対象とはなりません。